



# 厚生年金の仕組みと 第三号被保険者制度の問題点

税理士法人よしみパートナーズ会計事務所・東京グラフィックス顧問税理士 荒牧 瑞枝

## 年金制度は3階建て

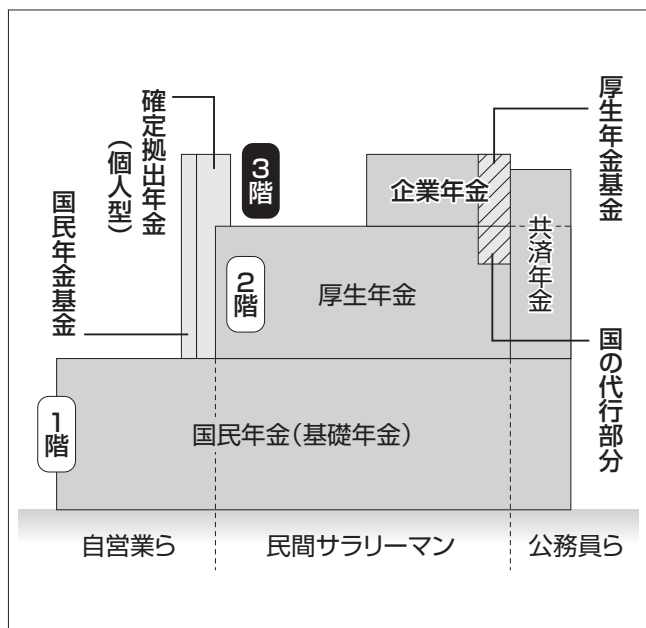
年金の仕組みは、図表1のように3階建てになっています。

1階部分を「基礎年金」といい、原則として20歳から60歳のすべての国民が加入します。自営業の方々や、成人した学生さんは国民年金に加入しますが、この人々を「第一号被保険者」と呼びます。

会社にお勤めの方々には、2階部分に当たる「厚生年金」に加入します。「第二号被保険者」と呼ばれます。

「自分は国民年金に加入した覚えはないぞ」と疑問に思われる方もいらっしゃるでしょう。実は、厚生年金に加入するときには、自動的に国民年金にも加入する仕組みになっているのです。保険料も、給与に一定の率を乗じて算出する「厚生年金保険料」を納めることとなりますが、この保険料の中に、「国民年金保険料」相当額が含まれているのです。

図表1 年金制度の仕組み



(厚生労働省資料より)

さらに企業が独自に年金給付を行う「企業年金」制度を採用する場合は、3階部分に当たるということとなります。

## 第三号被保険者

自営業の場合などは、夫婦の間に扶養関係があろうとなかろうと、それぞれが独立して国民年金に加入します。そして、収入がいくらだろうと、みな同じ保険料です。

しかし、厚生年金には「第三号被保険者」という制度があります。配偶者の年収が一定金額以内であるなど、一定の要件を満たせば、「第三号被保険者」と認定されて、保険料を1円も払わずに、保険料を払ったのと同じ扱いを受けることができるのです。

よく、「扶養の範囲内で仕事をしたい」ということで、所得税の扶養の年収上限「103万円」や、社会保険の扶養の年収上限「130万円」を耳にされるでしょう。年収(通勤手当も含め)が130万円以内であれば、保険料を負担せずに、国民年金に加入して保険料を負担している人たちと同額の年金を受給することができるのです。

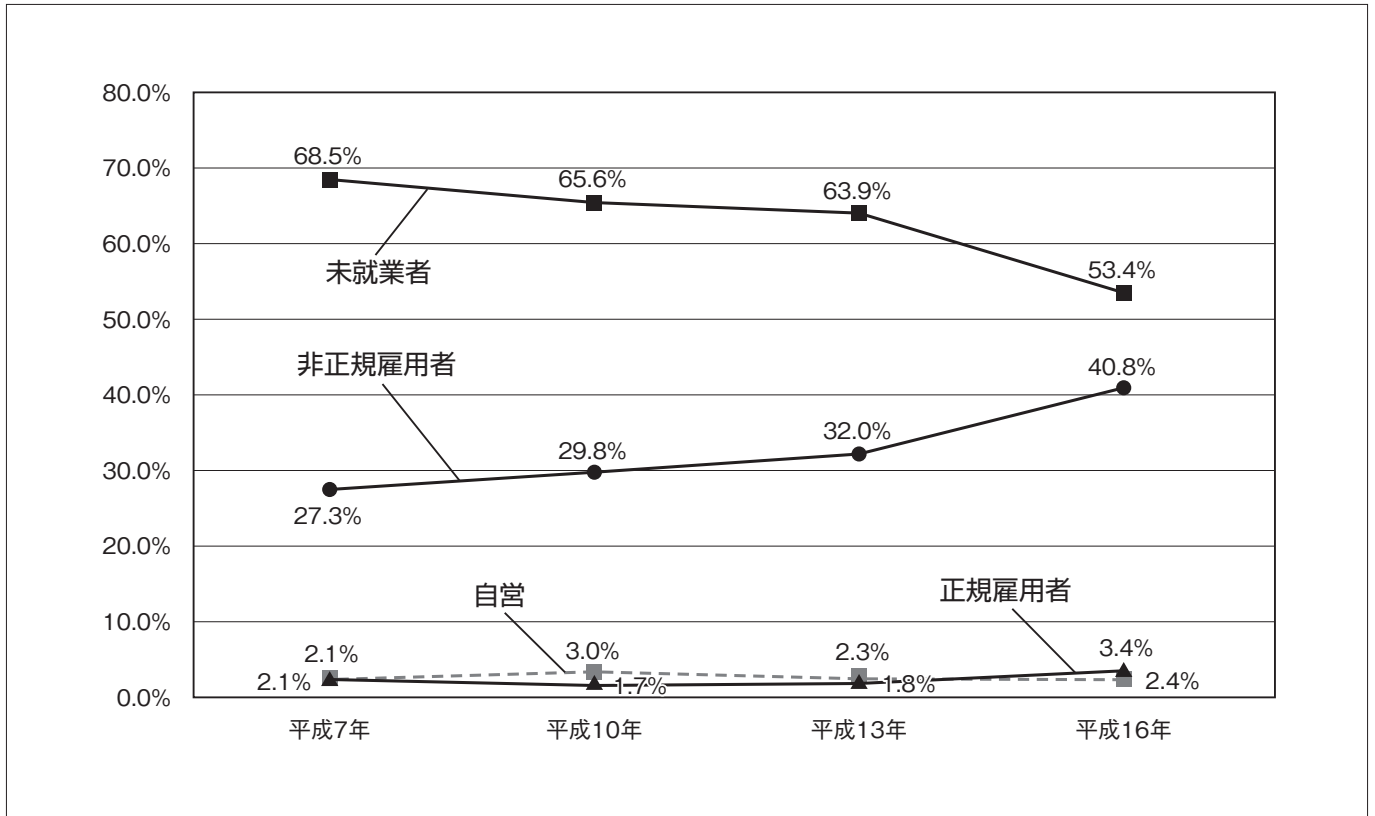
「扶養家族がいる場合は、扶養家族の分の保険料も払っているんじゃないの?」という声が聞こえてきそうです。

なんと、厚生年金も、健康保険も、保険料は保険に加入する本人の「月収×保険料率」だけで計算されるのです。被扶養配偶者や、お子さんなどの被扶養者は何人いようと、まったく保険料には反映されません。

この制度のおかげで、女性は働くよりも「専業主婦」や「年収制限範囲内のパート」でいた方が「オトク」ということになり、日本の女性の労働参加が低い原因の一つになっています(図表2)。

厚生労働省によれば、第三号被保険者の数は1,000万人強で、20歳から59歳までの年金加入対象となる女性人口に対

図表2 第三号被保険者の就業状況



出所・厚生労働省「公的年金加入状況等調査」  
 専業主婦が最も多いが、近年非正規雇用者も割合が急増

する割合は、約35%程度から近年は30%台前半で推移しています。

少子高齢化で、近い将来、労働人口が確保できなくなることが予想されています。厳しい年金財政からも、この第三号被保険者の制度を見直そうという動きが出ています（第3回社会保険審議会年金部会資料「第三号被保険者制度の見直しについて」など）。

なお、この「被扶養配偶者」は、女性に限らず、男性でも年取要件などを満たしていれば、手続きをとって第三号被保険者となることができます。

第三号被保険者該当の届け出の手続きは、勤めている会社を通して行います。

### 厚生年金の加入資格取得要件

それでは、会社に勤めている方は、全員厚生年金に加入するのでしょうか？

ご存知のように、パートやアルバイトなど、厚生年金に加入しない人たちがいます。これは、パートやアルバイトだから加入しない・できないのではなく、その労働時間が、正社

員の所定労働時間に比べて、「おおむね4分の3以上」であれば厚生年金の加入義務があり、役員であっても非常勤で、一般社員の所定労働時間の4分の3に満たなければ加入対象外になるということになります。

労働基準法の週所定労働時間は40時間ですから、おおむね週30時間以上働く人が加入対象となる、ということです。

近年、年金財政が厳しいということで、この時間要件を引き下げる案が検討されているのは、みなさんご存知のとおりです。

今回は、みなさんが最も関心を持たれているテーマ「いくらもらえて、どんな給付があるか」についてお話をします。

荒牧 瑞枝（あらまき・みづえ）

2009年 税理士登録

2011年 社会保険労務士登録

2013年 中小企業診断士登録

税理士法人よしとみパートナーズ会計事務所勤務

\* \* \*

年金に関するご質問を東京グラフィックス事務局までお寄せください。この連載でお答えしていきます。